# TOKIO MARINE Topics (物流関連速報)





今回の Topics では 7 月 1 日に発効した改正 SOLAS 条約について、我が国を始めとした主要各国の動向をお伝えします。国土交通省が公表する「届出荷送人」(届出・登録の完了した重量確定を自ら行う)と、「登録確定事業者」(荷送人の委託を受けて重量確定を行う)は公開当初の 5 月末時点は 6 社ずつと少数でしたが、7 月 5 日時点では届出荷送人が 2,482 社、登録確定事業者が 1,169 社(それぞれ登録番号単位)と大幅に増えました(※)。各国に目を移しますと、大きな混乱は起きておらず順調といえますが、 国やターミナルによって対応方針がまとまっている状況ではなく、今後の動向が注目されます。

※ 登録数の詳細は国土交通省 HP をご覧下さい。http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_mn8\_000008.html

## 1. 我が国の状況

発効当日の7月1日(金)の状況については、コンテナが滞留するなどの大きな混乱はなかったとのことでした。ただし細かな部分では、総重量を計測する方法1によるトラックスケールの検量時、トラック運転手がシャーシ単体の重量を把握しておらず、現場から本社に照会することで時間を要した事例があったようです。シャーシ単体重量は車検証に記載されていますので、車検証をすぐに確認出来る状態にしておかれるか、シャーシ単体重量をあらかじめ把握しておかれることが対策として挙げられます。

また、国交省への登録確定事業者としての登録が間に合わずに第三者の検量機関に外部委託されるケースも一定程度あるようです。

# 2. 世界各国の状況

各国でコンテナターミナル検量に伴うフィー徴収について議論が深まっていますが、海外各国での改正 SOLAS 導入後の動向は下記の通りとなっています。

#### (1)北米·南米

米国では、本条約の改正をめぐり、サプライチェーンに遅延や混乱が生じかねないとして各業界の荷送人・船会社・ターミナルオペレーターが数ヶ月に渡って、本条約発効に伴い発生するコストや責任について議論が続けられています。ターミナルごとに方針が異なっているため、制度開始後の混雑・混乱が憂慮されていましたが、蓋を開けてみれば、7月1日(金)の朝は独立記念日前の物流量の多い週末を控えていたにも関わらず、ロサンゼルス港では順調に手続きがなされたとのことです。初日がスムーズに進んだ要因として、船社がコンテナ重量を各荷主から別々に受領するのでなく、ターミナルオペレーターが集約した重量情報を受け入れた点が挙げられます。

東海岸のニューヨーク港に二か所あるグローバルターミナルでは、ターミナルゲートに設置したスケールで計量した重量情報をターミナルに送信するシステムが、港湾始業の朝 6 時に合わせ順調に稼働していると報道されています。ニューヨークの他のターミナルやニュージャージー州の管轄エリアにおいても、改正SOLAS 条約に伴う大きなトラブルは報告されていないとのことです。

ブラジルのサントス港では、改正 SOLAS 発効日と、24 時間の港湾荷役労組のストライキ日が同日となる 二重の不安要素がありましたが、結果としてストライキが縮小されたこともあり、当日は荷役に影響はあり ませんでした。イタジャイ港やリオデジャネイロ港においても、遅延や混乱はないとされています。





#### (2)欧州

欧州主要港においても7月1日に大きな混乱は発生しなかったと報告されています。2015年に1,220万 TEU のコンテナ取扱量があった欧州最大のコンテナハブ港であるロッテルダム港では、改正 SOLAS 条約後も混乱なく計画通りに進んでいるとのことです。同年965万 TEU のコンテナ荷扱量があった欧州第2位のアントワープ港でもコンテナ輸送に遅延はなく、いつくかの懸念要素はありながらも、待ち時間に大きな影響を与えるほど深刻なものではないとされ、同年885万 TEU のコンテナ荷扱量があった欧州第3位のハンブルク港でもこれまでのところ問題はないものの、現段階で状況を評価するには時期尚早との見解が報じられています。

フェリクストー港は英国最大のコンテナ港であり、400万 TEU 以上のコンテナ取扱量がありますが、こちらも上記3大港と同様に、改正 SOLAS 条約に伴う混乱はないとのことです。

### (3)アジア

インドにおいても、改正 SOLAS 導入後に目立ったサプライチェーンの混乱はないと報じられています。 インド最多のコンテナを扱うジャワハルラール・ネルー港(JNPT)においても手続きはスムーズで、ターミナルでの不具合はありませんでした。

中国では輸出貨物に対し、あるコンテナ会社が 15 米ドルの検量フィーを徴収したとのニュースがありますが、アジア全般において現時点で目立った混乱などの情報は入っていません。

## 3. 今後の展望

上記の通り、各国概ね順調に運用が開始されていますが、各国の方針にはばらつきがあり、IMO(国際海事機関、International Maritime Organization)は7月1日から3カ月間の移行期間(Transitional Period)を設けるとしていますので、10月以降は厳しく運用されることを見据えて、海外の関連会社や取引先の動向については引き続き注視が必要とみられます。



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\_site/index2.html

